

## 補導委託の運営について

平成9年3月31日家二第99号家庭裁判所長あて家庭局長依命通達

改正 平成9年7月17日家二第293号  
平成11年3月11日家二第44号  
平成19年3月1日家二第000188号

少年保護事件の試験観察に伴う補導委託の運営要領を別紙のとおり定めましたので、平成9年4月1日からこれによってください。

家庭裁判所においては、別紙要領により、補導委託制度が適正かつ効果的に運営されるために、処理態勢の整備を図るとともに、首席家庭裁判所調査官等に関する規則（昭和57年最高裁判所規則第4号）及び平成7年7月14日付け最高裁家三第237号事務総長依命通達「首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について」に基づく首席家庭裁判所調査官の補導委託先に対する一般的な調査及び指導が円滑かつ効果的に行われるよう配慮してください。

なお、補導委託先の運営に関する事項について、別表第2に定めるところにより報告してください。

おって、昭和61年12月1日付け最高裁家二第360号家庭局長依命通達「補導委託の運営について」は、平成9年3月31日限り、廃止します。

付記（平成19.3.1家二第000188号）

この通達は、平成19年3月1日から実施する。ただし、この通達の記2の定め中別表第1の1の(7)の定めに係る部分は、平成19年4月1日から実施する。

（別紙）

### 補導委託運営要領

#### 第1 趣旨

この要領は、身柄付き補導委託（別表第1の1に定める社会福祉施設等における奉仕活動（以下「社会奉仕活動」という。）を目的とした場合を除く。）、社会奉仕活動を目的とした補導委託、職業補導を目的とした在宅補導委託及び交通関係事件の少年に対する別表第1の2に定める関係機関等における交通安全講習（以下「関係機関委託講習」という。）を目的とした在宅補導委託（以下これらを単に「補導委託」という。）の適正かつ効果的な運営を図るため、家庭裁判所において整備すべき事項を定める。

#### 第2 処理態勢の整備

家庭裁判所は、少年の補導を委託すべき施設、団体又は個人（以下「補導委託先」という。）の開発及び育成に努めるとともに、次に掲げる事項に関し、処理態勢の整備を図る。

- 1 補導委託先の適格性の基準の設定
- 2 補導委託先の登録
- 3 補導委託先に対する一般的指導
- 4 補導委託先における事故等に対する措置
- 5 共同利用戸間の連絡調整

#### 第3 補導委託先の適格性の基準

- 1 家庭裁判所は補導委託先としての適格性の基準を設けなければならない。
- 2 1の基準を設けるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 補導委託先の責任者（以下「補導受託者」という。）は、次の要件を満たすものであること。

- ア 人格識見が豊かで、かつ、社会的信望を有していること。
- イ 少年の補導について十分な理解、熱意及び能力を有していること。
- ウ 円満な家庭を有し、健全な社会生活を営んでいること。
- エ 少年の補導に当たり、家族その他の関係者の理解及び協力が得られること。

(2) 補導委託先における設備等は、次の要件を満たすものであること。ただし、在宅補導委託については、エからカまでの要件を除く。

- ア 環境が少年に対し健康上及び風紀上有害な影響を及ぼすものではないこと。
- イ 所在地が家庭裁判所から著しく遠隔でないこと。
- ウ 少年が利用する建物及びその附属設備について、通風、採光その他保健衛生上適切な

配慮がされ、災害時等における安全が確保されていること。

エ 少年の居室が起居に十分な広さを有し、男子用と女子用との区別があること。

オ 補導受託者又はその補助者の居室が少年の居室に近接していること。

カ 少年の居住に必要な食器、寝具、救急医薬品等の生活用品が備えられていること。

#### 第4 補導委託先の登録

1 家庭裁判所は、補導委託の決定に資するため、適格性のある補導委託先をあらかじめ別紙様式第1、別紙様式第2又は別紙様式第3の登録票に登録しておかなければならない。

2 1に定める登録は、家庭裁判所が、首席家庭裁判所調査官その他の職員に必要な調査を行わせ、補導委託先としての基準に適合するかどうかを審査した上で行う。

3 家庭裁判所は、1に定める登録をしたときは、速やかに、その旨を当該補導委託先に書面により通知する。

4 登録されていない補導委託先に少年の補導を委託する決定がされたときは、当該事件を担当する家庭裁判所調査官は、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。報告を受けた家庭裁判所は、相当と認めるときは、1から3までの手続をとることができる。

5 登録の有効期間は、毎年4月1日から1年とする。ただし、4月2日以後に登録されたものについては、当該会計年度の終わるまでとする。

6 5の有効期間は、更新することができる。更新に際しては、2及び3の手続を経なければならない。

7 家庭裁判所は、登録されている補導委託先が適格性を欠くと認めたときは、その登録を取り消さなければならない。

8 家庭裁判所は、補導委託先の登録を更新しなかったとき及び登録を取り消したときは、速やかにその旨を当該補導委託先に書面により通知する。

#### 第5 補導委託先に対する一般的指導

1 首席家庭裁判所調査官は、補導受託者が次の事項を遵守するよう指導を行う。

(1) 少年の補導に当たっては、事件を担当する裁判官及び家庭裁判所調査官の指示に従うとともに、常に緊密な連絡を取ること。

(2) 少年又はその関係者の身上に関する秘密については、これを厳守すること。

(3) 少年の健康状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに医師に相談する等適切な措置を採ること。

(4) 少年を作業に従事させる場合において、労働関係法令の適用があるときは、これらの法令を厳守し、労働関係法令の適用がないときは、作業内容、作業時間、休憩等についてその精神を尊重すること。

(5) 少年が従事した作業に対しては、社会通念上妥当な報償を与えること。

(6) 少年所有の金品を補導受託者が管理するときは、帳簿を作成する等適正な管理方法を採ること。

(7) 少年の補導に要する費用については、家庭裁判所から支給される補導委託費をもって充て、特別な事情のない限り、少年又は保護者から徴収しないこと。

(8) 補導に関する経費については、できる限り、独立した帳簿を作成すること。

(9) 第6の1の事故等が発生したときは、速やかに、家庭裁判所に報告すること。

(10) 補導委託先に対する視察、見学、取材等の申出があったときは、事前に家庭裁判所に連絡し、その指示を受けること。

2 首席家庭裁判所調査官は、補導委託先に対し指導を行った場合において、必要と認めるときは、速やかに、行った指導の概要を家庭裁判所に報告しなければならない。

#### 第6 補導委託先における事故等に対する措置

1 家庭裁判所の職員は、補導委託先において次に掲げる事実（以下「事故等」という。）が発生したことを知ったときは、速やかに、事故等の内容を家庭裁判所に報告しなければならない。

(1) 少年が補導委託先から無断で退去したとき。

(2) 少年が死亡したとき及び病気又は負傷により手術又は入院を要するとき。

(3) 少年が補導受託者又はその他のものの身体に危害を加え、又は財産に損害を与えたとき。

(4) 補導受託者が死亡し、又は少年の補導に支障を生ずる病気をしたとき。

(5) 補導受託者又はその家族その他の関係者が、社会通念上少年の補導に関与する者としてふさわしくない行為をしたとき。

(6) その他少年について補導上重大な事実が発生し、又は少年の補導に支障を生ずる事実が発生したとき。

2 家庭裁判所は、1に定める報告を受けた場合において、必要と認めるときは、首席家庭裁判所調査官その他の職員に調査をさせなければならない。

3 家庭裁判所は、2の調査の結果に基づき、相当と認めるときは、首席家庭裁判所調査官その他の職員に補導受託者に対する必要な指導を命じ、又は補導委託先の登録を取り消すことができる。

#### 第7 共同利用庁間の連絡調整

1 同一の補導委託先を複数の家庭裁判所が登録しているときは、当該各家庭裁判所（以下「共同利用庁」という。）は、補導委託先の現状及び当該補導委託先の利用方針その他の補導委託の運営に関する事項について情報を交換し、常に緊密な連携を保つように留意しなければならない。

2 共同利用庁は、相互の協議の上、補導委託先ごとに連絡調整の中心となる庁（以下「中心庁」という。）を定めなければならない。中心庁と定められた家庭裁判所は、その旨を当該補導委託先に通知する。

3 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に登録されている補導委託先を自庁の補導委託先として登録しようとするときは、あらかじめ当該他の家庭裁判所（中心庁が定められているときは、中心庁）と必要な連絡調整を行わなければならない。

4 共同利用庁は、次に掲げるときは中心庁に連絡し、中心庁は、連絡に係る事項を他の共同利用庁に通知する。

(1) 家庭裁判所長が受託定員を変更しようとするとき。

(2) 補導委託先において事故等が発生したとき。

(3) 登録を取り消そうとするとき及びその有効期間を更新しないとき。

5 共同利用庁は、共同利用関係にある補導委託先の利用方法、補導受託者に対する指導方針その他の措置が共同利用庁により区々にならないようにするため、相互に連絡調整を行う。中心庁は、この連絡調整が適正かつ円滑に行われるよう配慮する。

6 中心庁は、5の連絡調整が困難であると認めるときは、高等裁判所にその旨を報告する。

7 家庭裁判所は、首席家庭裁判所調査官に他の共同利用庁との連絡調整に当たらせる。

(別表第1)

<p>1 社会福祉施設等</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第22項に規定する福祉ホーム</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター</p> <p>(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター</p> <p>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所</p> <p>(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校及び幼稚</p>
--

園 (8) その他試験観察中の少年に奉仕活動を行わせるのにふさわしい施設等
2 関係機関等
(1) 自動車教習所 (2) 交通安全協会 (3) その他交通関係事件によって試験観察中の少年に交通安全講習を実施するのにふさわしい施設等

(別表第2)

補導委託の運営に関する報告事項

番号	報告事項	報告時期	報告の方法等
1	補導委託先の適格性の基準その他補導委託の運営に関する基本的事項	左の事項を定め、又は変更したとき、速やかに	その内容を記載した書面を送付
2	4月1日現在における補導委託先の登録状況	毎年4月30日まで	別紙様式第4の書面により報告(送付書不要)
3	補導委託先の登録に関する事項	登録したとき、速やかに	別紙様式第1, 別紙様式第2又は別紙様式第3の登録票を送付
4	補導委託先の登録の取消しに関する事項	登録を取り消したとき、速やかに	別紙様式第5の書面により報告(送付書不要)
5	補導委託運営要領(以下「要領」という。)第6の1の事故等(同1の(1), (2)及び(4)の事実を除く。)に関する事項	事故等が発生したとき、速やかに	事故等に関係を有する家庭裁判所(中心庁が定められている場合には, 中心庁)の長が別紙様式第6の書面により報告(送付書不要)
6	補導委託先の共同利用に関する事項	要領第7の2の中心庁を定め、又は変更したとき、速やかに	中心庁の長が別紙様式第7の書面により報告(送付書不要)
7	その他最高裁判所に報告するのを相当と認める事項	その都度、速やかに	適宜の様式の書面により報告

補導委託先登録票(A)記入要領

1 この票には、原則として、身柄付きで少年の補導を委託すべき(社会奉仕活動を目的とした場合を除く。)補導委託先(以下「委託先」という。)又は在宅で職業補導を目的として少年の補導を委託すべき委託先について所定の事項を記入する。

2 「補導委託先」は、委託先の種別により、次のとおり記入する。

(1) 施設又は団体のうち、更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設、別表第1の1に定める社会福祉施設等(同1の(3)の施設を除く。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設については、「更生保護施設」、「社会福祉施設等」及び「児童福祉施設」としてその名称を記入し、理事長等代表

者名を付記する。

(2) (1)以外の委託先で定員が10人以上のものについては、「その他の施設、団体」として施設又は団体の名称又は通称を記入し、これらがなくときは個人名を記入する。

(3) (1)以外の委託先で定員が10人未満のものについては、「個人」として個人名を記入し、その個人が営む会社、商店、寺院等の名称又は通称を付記する。

3 「種別」は、2に従って該当するものの記号を○で囲む。

4 「所在地」は、委託先の所在地を記入する。

5 「事業内容」は、委託先が施設又は団体の場合にはその事業内容を、個人の場合にはその営む会社、商店、寺院等の事業内容を記入する。

6 「受託者氏名」は、委託先の責任者（以下「受託者」という。）の氏名を記入する。ただし、更生保護施設については主幹の氏名を記入し、社会福祉施設等、児童福祉施設及びその他の施設、団体については施設の長など少年の補導に関する責任者の氏名を記入する。

7 「社会的役職」は、受託者が保護司、民生委員、調停委員等の役職を有しているときに、その役職名を記入する。

8 「受託者住所」は、受託者の住所を記入する。

9 「定員」は、平成16年4月1日付け最高裁家一第112号家庭局長、経理局長通達「補導委託費支給基準について」に基づいて認定された受託定員を男女の別に記入する。性別にこだわらない場合は「3 男子少年及び女子少年」に記入する。

10 「共同利用庁」は、委託先を登録しているすべての家庭裁判所及び中心庁の庁名を記入する。

11 「委託開始年月日」は、登録の前後を問わず、最初に少年の補導を委託した日を記入する。

12 「登録年月日」は、委託先とすることに決定した日を記入する。ただし、登録日を別に定めるときは、その定められた日を記入する。

13 「受託者家族・補導関係者」の各項は、受託者の家族のほか、補導員、指導員その他少年の補導に関与する者について記入する。ただし、委託先が施設又は団体の場合には、受託者の家族についての記入は省略することができる。「備考」は、少年の補導に当たっての役割を記入する。

14 「委託先の沿革」は、委託先の沿革を記入する。

15 「受託者の略歴」は、受託者の学歴、職歴、少年の補導に関する主要な活動歴及び表彰歴について記入する。

16 「委託先の特徴」は、委託先の雰囲気、補導の特徴等を記入する。

17 「家裁に対する希望等」は、受託定員、少年の性別及び資質等に関する委託先の希望又は意見を記入する。

18 「職業補導」は、少年を委託先で作業させる場合には、「内勤」の各項に所定の事項を記入し、少年を委託先から他の勤務先に通勤させる場合及び少年が学生又は生徒であるなどにより特に作業に従事させない場合には、「外勤・その他」に所要事項を記入する。

(1) 「形態」は、宿泊形式で職業補導を実施している場合には「1 身柄付き」を、通所形式で職業補導を実施している場合には「2 在宅」を○で囲む。

(2) 「作業内容」は、少年が従事する作業の内容を具体的に記入する。

(3) 「担当者氏名」は、少年に対して直接に職業補導を担当する者の氏名を記入する。

(4) 「就業時間」は、作業のために拘束される時間を記入し、休憩は合計時間を記入する。

(5) 「休日」は、例えば、「毎週日曜日」、「毎月第1、第3月曜日」等のように具体的に記入する。

(6) 「作業報償」は、少年に支給する金銭について記入するものとし、「名目」は、例えば、「賃金」、「礼金」、「小遣い」等のように具体的に記入する。

(7) 「外勤・その他」は、少年を委託先から他の勤務先に通勤させる場合には、その勤務先名、所在地、事業内容、少年の従事する作業の内容、賃金等についてその概要を記入し、少年が学生又は生徒であるなどにより特に作業に従事させない場合には、委託先の指導の方針を具体的に記入する。

19 「徴収金」は、少年又は保護者からの徴収金の有無、金額及び徴収の理由を具体的に記入する。

20 「帳簿」は、補導委託に関する帳簿備付けの有無及びその種類を記入する。

21 「余暇」は、少年の余暇の過ごし方に関する指導の方針及び内容を記入する。

2 2 「傷病時の対策」は、健康保険、労災保険又は傷害保険への加入など、少年の病気及び負傷に対して委託先が講じている対策を具体的に記入する。委託先が対策を講じていない場合には、今後の予定を記入する。

2 3 「少年の居住環境」の各項は、次のとおり記入する。

なお、在宅の形態でのみ実施している場合には、(2)から(7)までについての記入を要しない。

(1) 「地域環境等」は、委託先所在地の健康上及び風紀上の環境並びに家庭裁判所から委託先までの交通の便を記入する。

(2) 「家屋」は、少年の居住する家屋が、通風、採光その他保健衛生上適切な配慮がされ、災害時における安全が確保されているかどうかについて記入する。

(3) 「居室」は、少年の居室の数及びその広さについて具体的に記入する。

(4) 「備品」は、委託先における食器、寝具、救急医薬品等の整備状態について具体的に記入する。

(5) 「その他」は、委託先において少年のために備えられているテレビ、図書、娯楽設備等について記入する。

(6) 「委託先の平面図」は、少年及び受託者又はその補助者の居室の位置を明確にして記入する。

(7) 「建物の構造」は、例えば、「鉄筋コンクリート造3階建」、「木造2階建」等のように具体的に記入する。

2 4 この票の記載事項について、所定の項に記入しきれないときは、適宜の様式の書面を使用して記入する。

#### 補導委託先登録票（B）記入要領

1 この票には、原則として、社会奉仕活動を目的として少年の補導を委託すべき補導委託先（以下「委託先」という。）について所定の事項を記入する。

2 「補導委託先」は、委託先の種別により、次のとおり記入する。

(1) 施設又は団体のうち、更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設、別表第1の1に定める社会福祉施設等（同1の(3)の施設を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設については、「更生保護施設」、「社会福祉施設等」及び「児童福祉施設」としてその名称を記入し、理事長等代表者名を付記する。

(2) (1)以外の委託先で定員が10人以上のものについては、「その他の施設、団体」として施設又は団体の名称又は通称を記入し、これらがなくときは個人名を記入する。

(3) (1)以外の委託先で定員が10人未満のものについては、「個人」として個人名を記入し、その個人が営む会社、商店、寺院等の名称又は通称を付記する。

3 「種別」は、2に従って該当するものの記号を○で囲む。

4 「所在地」は、委託先の所在地を記入する。

5 「事業内容」は、委託先が施設又は団体の場合にはその事業内容を、個人の場合にはその営む会社、商店、寺院等の事業内容を記入する。

6 「受託者氏名」は、委託先の責任者（以下「受託者」という。）の氏名を記入する。ただし、更生保護施設については主幹の氏名を記入し、社会福祉施設等、児童福祉施設及びその他の施設、団体については施設の長など少年の補導に関する責任者の氏名を記入する。

7 「社会的役職」は、受託者が保護司、民生委員、調停委員等の役職を有しているときに、その役職名を記入する。

8 「受託者住所」は、受託者の住所を記入する。

9 「定員」は、平成16年4月1日付け最高裁家一第112号家庭局長、経理局長通達「補導委託費支給基準について」に基づいて認定された受託定員を男女の別に記入する。性別にこだわらない場合は「3 男子少年及び女子少年」に記入する。

10 「共同利用庁」は、委託先を登録しているすべての家庭裁判所及び中心庁の庁名を記入する。

11 「委託開始年月日」は、登録の前後を問わず、最初に少年の補導を委託した日を記入する。

12 「登録年月日」は、委託先とすることに決定した日を記入する。ただし、登録日を別に定めるときは、その定められた日を記入する。

13 「補導関係者」の各項は、少年の補導に関与する者について記入し、「備考」は、少年の補導に当たっての役割を具体的に記入する。

- 14 「委託先の沿革」は、委託先の沿革を記入する。
- 15 「受託者の略歴」は、受託者の学歴、職歴、少年の補導に関する主要な活動歴及び表彰歴について記入する。
- 16 「委託先の特徴」は、社会奉仕活動を実施する委託先の概要、活動及び指導の特色等を記入する。
- 17 「家裁に対する希望等」は、受託定員、少年の性別及び資質等に関する委託先の希望又は意見を記入する。
- 18 「社会奉仕活動」の各項は、次のとおり記入する。
- (1) 「形態」は、宿泊形式で社会奉仕活動を実施している場合には「1 身柄付き」を、通所形式で社会奉仕活動を実施している場合には「2 在宅」を○で囲む。記入に際しては、「身柄付き」であれば委託先に延べ何泊するかを、「在宅」であれば委託先に延べ何日間通所するかを、その主たる形態について記入する。それ以外の形態については、「備考」に記入する。
- (2) 「活動内容」は、少年が行う奉仕活動の内容を具体的に記入する。
- (3) 「援助の有無」は、委託先以外からの援助の有無を記入する。援助がある場合には、「名称」に援助者の名称を記入し、「内容」は、例えば、「少年の送迎」、「ボランティア保険加入手続」等援助の内容を具体的に記入する。
- 19 「徴収金」は、少年又は保護者からの徴収金の有無、金額及び徴収の理由を具体的に記入する。
- 20 「帳簿」は、補導委託に関する帳簿備付けの有無及びその種類を記入する。
- 21 「事故時の対策」は、ボランティア保険加入の有無など、少年が奉仕活動中に事故を起こした場合の対策が講じられていれば、具体的に記入する。対策が講じられていない場合には、今後の予定を記入する。
- 22 「少年の居住環境」の各項は、次のとおり記入する。
- なお、在宅の形態でのみ実施している場合には、(2)から(7)までについての記入を要しない。
- (1) 「地域環境等」は、委託先所在地の健康上及び風紀上の環境並びに家庭裁判所から委託先までの交通の便を記入する。
- (2) 「建物」は、少年の宿泊する建物が、通風、採光その他保健衛生上適切な配慮がされ、災害時における安全が確保されているかどうかについて記入する。
- (3) 「居室」は、少年の居室の数及びその広さについて具体的に記入する。
- (4) 「備品」は、委託先における食器、寝具、救急医薬品等の整備状態について具体的に記入する。
- (5) 「その他」は、委託先において少年のために備えられているテレビ、図書、娯楽設備等について記入する。
- (6) 「委託先の平面図」は、少年及び受託者又はその補助者の居室の位置を明確にして記入する。
- (7) 「建物の構造」は、建物の構造について、例えば、「鉄筋コンクリート造3階建」、「木造2階建」等のように具体的に記入する。
- 23 この票の記載事項について、所定の項に記入しきれないときは、適宜の様式の書面を使用して記入する。

#### 補導委託先登録票（C）記入要領

- 1 この票には、原則として、交通関係事件において、関係機関委託講習を目的として在宅で少年の補導を委託すべき補導委託先（以下「委託先」という。）について所定の事項を記入する。
- 2 「補導委託先」は、委託先の種別により、次のとおり記入する。
- (1) 施設又は団体のうち、更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設、別表第1の1に定める社会福祉施設等（同1の(3)の施設を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設については、「更生保護施設」、「社会福祉施設等」及び「児童福祉施設」としてその名称を記入し、理事長等代表者名を付記する。
- (2) (1)以外の委託先で定員が10人以上のものについては、「その他の施設、団体」として施設又は団体の名称又は通称を記入し、これがないときは個人名を記入する。
- (3) (1)以外の委託先で定員が10人未満のものについては、「個人」として個人名を記入し、その個人が営む会社、商店、寺院等の名称又は通称を付記する。
- 3 「種別」は、2に従って該当するものの記号を○で囲む。

- 4 「所在地」は、委託先の所在地を記入する。
- 5 「事業内容」は、委託先が施設又は団体の場合にはその事業内容を、個人の場合にはその営む会社、商店、寺院等の事業内容を記入する。
- 6 「受託者氏名」は、委託先の責任者（以下「受託者」という。）の氏名を記入する。ただし、更生保護施設については主幹の氏名を記入し、社会福祉施設等、児童福祉施設及びその他の施設、団体については施設の長など少年の補導に関する責任者の氏名を記入する。
- 7 「社会的役職」は、受託者が保護司、民生委員、調停委員等の役職を有しているときに、その役職名を記入する。
- 8 「受託者住所」は、受託者の住所を記入する。
- 9 「定員」は、平成16年4月1日付け最高裁家一第112号家庭局長、経理局長通達「補導委託費支給基準について」に基づいて認定された受託定員を記入する。
- 10 「共同利用庁」は、委託先を登録しているすべての家庭裁判所及び中心庁の庁名を記入する。
- 11 「委託開始年月日」は、登録の前後を問わず、最初に少年の補導を委託した日を記入する。
- 12 「登録年月日」は、委託先とすることに決定した日を記入する。ただし、登録日を別に定めるときは、その定められた日を記入する。
- 13 「補導関係者」の各項は、少年の補導に関与する者について記入し、「備考」は、例えば、「教養講話」、「実技指導」、「集団討議の指導」等のように少年の補導に当たっての役割を具体的に記入する。
- 14 「委託先の沿革」は、委託先の沿革を記入する。
- 15 「受託者の略歴」は、受託者の学歴、職歴、少年の補導に関する主要な活動歴及び表彰歴について記入する。
- 16 「委託先の特色」は、講習を実施する施設の概要、指導方針の特色等を記入する。
- 17 「家裁に対する希望等」は、受託定員、少年の性別及び資質等に関する委託先の希望又は意見を記入する。
- 18 「講習場所」は、委託先の所在地以外の場所で講習を実施する場合に、その場所の名称、所在地等を記入する。
- 19 「講習の名称」は、例えば、「有免許委託講習」、「業過委託講習」等のように、その講習内容を示す適当な名称を記入する。
- 20 「講習用の機材・設備等」は、講習に使用する機材、設備等についてその名称及び数を記入する。
- 21 「徴収金」は、少年又は保護者からの徴収金の有無、金額及び徴収の理由を具体的に記入する。
- 22 「帳簿」は、補導委託に関する帳簿備付けの有無及びその種類を記入する。
- 23 「地域環境等」は、委託先所在地の健康上及び風紀上の環境並びに家庭裁判所から委託先までの交通の便を記入する。
- 24 この票の記載事項について、所定の項に記入しきれないときは、適宜の様式の書面を使用して記入する。

#### 補導委託先の登録状況に関する報告記載要領

- 1 「委託先名」は、該当する補導委託先を次の順に記載する。
  - (1) 登録の有効期間を更新した補導委託先
  - (2) 4月1日に新たに登録した補導委託先
  - (3) 登録の有効期間を更新しなかった補導委託先
- 2 「更新の有無等」は、更新の有無又は新規登録の別をそれぞれ「有」、「無」又は「新」と記載する。
- 3 「所在地」は、補導委託先の所在地を管轄する家庭裁判所の庁名を記載する。
- 4 「中心庁」は、共同利用関係にある補導委託先について中心庁の庁名を記載する。
- 5 「登録事項の変更等」は、次のとおり記載する。
  - (1) 登録の有効期間を更新した補導委託先について、過去1年間に補導委託先登録票の「補導委託先」、「事業内容」、「受託者氏名」、「定員」等基本的な登録事項に変更があったときは、その内容を記載する。その場合、変更した登録事項の内容を記載した登録票を添付する。
  - (2) 登録の有効期間を更新しなかった補導委託先については、その理由を記載する。
- 6 「備考」は、登録及びその有効期間の更新の際の調査において認められた適格性に関

する重要な事項その他特記すべき事項を記載する。

#### 補導委託先における事故等に関する報告記載要領

- 1 □の箇所については、該当する項目を■と記載する。
- 2 「委託中の少年」は、事故等が発生したときに補導委託されていた少年について記載する。
- 3 「事故等に関係する者」は、事故等に直接関係する補導委託されていた少年その他の者について記載する。
- 4 「事故等の日時」は、主たる事実が発生した日時を記載する。
- 5 「事故等の概要」は、事故等の内容について簡潔に記載する。この場合において、家庭裁判所調査官等が作成した報告書の該当部分を添付して記載に代え、又は記載を補充しても差し支えない。
- 6 「家庭裁判所が採った司法行政上の措置」は、次のとおり記載する。
  - (1) 中心庁又は事故等に直接関係を有する庁が、事故等に対する司法行政上の措置を採った場合には、事故等の原因の調査結果、補導委託先に対して行った指導等の内容、登録の取消し又は停止の検討、今後の事故防止のために家庭裁判所が補導委託先の運用について見直した点等その措置の具体的内容を記載する。
  - (2) 中心庁又は事故等に直接関係を有する庁が、措置を採らなかった場合には、その理由を簡潔に記載する。
  - (3) 中心庁又は事故等に直接関係を有する庁が、今後措置を採る予定がある場合には、その措置の内容を記載する。
- 7 「その他参考事項」は、事故等に関係する補導委託されていた少年の終局処分及びその年月日、被害弁済、医療費の支給、報道の有無等特記すべき事項を記載する。
- 8 その他参考となる資料があれば添付する。

(別紙様式第1)

補導委託先登録票(A)

( 家庭裁判所 )

補導委託先				種別	1 施設, 団体 a 更生保護施設 b 社会福祉施設等 c 児童福祉施設 d その他の施設, 団体 2 個人
所在地	〒				電話
事業内容					
受託者氏名 (生年月日)	( 年 月 日生 )			職業	
				社会的役職	
受託者住所	〒				電話
定員	1 男子少年	人	委託費支給級地	事務費	級地
	2 女子少年			事業費	級地
3 男子少年及び女子少年	人				
共同利用庁	[ 中心庁 家裁 ]				
開発の端緒				委託開始年月日	年 月 日
登録年月日	年 月 日			最新更新年度	年度
受託者家族・補導関係者	氏名	続柄	生年月日	職業	備考
委託先の沿革				受託者の略歴	
委託先 の特色					
家裁に 対する 希望等					

職 業 補 導	形 態	1 身柄付き 2 在宅			
	内	作 業 内 容			
		担 当 者 氏 名		少年以外の従業員	人
		就 業 時 間	午 時 分~午 時 分	(内休憩 分)	
	休 日				
	勤	作 業 報 償	1 無 2 有 [金額 名目 ]		
		支 給 方 法	1 全額少年に交付 2 一部 ( %) を預金 3 その他 [ ]		
外勤・その他					
徴収金	1 無 2 有 [金額 理由 ]				
帳 簿	1 無 2 有 [種類 ]				
余 暇					
傷病時の対策					
少 年 の 居 住 環 境	地 域 環 境 等			委 託 先 の 平 面 図	
	家 屋				
	居 室				
	備 品				
	そ の 他		建物の 構 造	(敷地 m <sup>2</sup> 建物 m <sup>2</sup> )	
作成日		作成者	家裁		

(別紙様式第2)

補導委託先登録票(B)

( 家庭裁判所 )

補導委託先		種別	1 施設, 団体 a 更生保護施設 b 社会福祉施設等 c 児童福祉施設 d その他の施設, 団体 2 個人	
所在地	〒		電話	
事業内容				
受託者氏名 (生年月日)	( 年 月 日生 )		職業	
			社会的役職	
受託者住所	〒		電話	
定員	1 男子少年	人	委託費支給級地	事務費 級地
	2 女子少年			事業費 級地
3 男子少年及び女子少年	人			
共同利用庁	[ 中心庁 家裁 ]			
開発の端緒			委託開始年月日	年 月 日
登録年月日	年 月 日		最新更新年度	年度
補導関係者	氏名	生年月日	職業	備考
委託先の沿革			受託者の略歴	
委託先 の特色				
家裁に 対する 希望等				

形 態	1 身柄付き [ 泊 日 ]	備 考	
	2 在 宅 [ 日間 ]		
社 会 奉 仕 活 動	活 動 内 容		
動	援助の有無	1 無 2 有 [ 名称 ]	
	内 容		
徴収金	1 無 2 有 [ 金額 理由 ]		
帳 簿	1 無 2 有 [ 種類 ]		
事故時の対策			
少 年 の 居 住 環 境	地域環境等	委 託 先 の 平 面 図	
	建 物		
	居 室		
	備 品		
	そ の 他		
作成日	作成者		家裁

(別紙様式第3)

補導委託先登録票(C)

( 家庭裁判所 )

補導委託先				種別	1 施設, 団体 a 更生保護施設 b 社会福祉施設等 c 児童福祉施設 d その他の施設, 団体 2 個人
所在地	〒				電話
事業内容					
受託者氏名 (生年月日)	( 年 月 日生 )			職業	
				社会的役割	
受託者住所	〒				電話
定員	人	委託費支給級地(事務費)	級地	共同利用庁	[ 中心庁 家裁 ]
開発の端緒				委託開始年月日	年 月 日
登録年月日	年 月 日			最新更新年度	年度
補導関係者	氏名	生年月日	職業	備考	
委託先の沿革				受託者の略歴	
委託先 の特色					
家裁に 対する 希望等					

講習場所	名称	所在地		所有者又は管理者
		〒	電話	
		〒	電話	
		〒	電話	
講習の名称				
講習日程及び指導内容				
講習用の機材・設備等				
徴収金	1 無 2 有 [ 金額 理由 ]			
帳簿	1 無 2 有 [ 種類 ]			
地域環境等				
作成日			作成者	家裁

(別紙様式第4)

補導委託先の登録状況に関する報告( )年4月1日現在)

( ) (庁名) 家庭裁判所

(1) 委託先名	(2) 登録年月日	(3) 委託開始年月日	(4) 更新の有無等
(1) (記載例)	(2)	(3)	(4)
(1) 甲野一郎	(2) 昭和55.12.1	(3) 昭和46.5.10	(4) 有
(1) 東京保護会ひかり寮	(2) 昭和55.10.18	(3) 昭和47.10.31	(4) 有
(1) 川野花子	(2) 平成19.4.1	(3)	(4) 新
(1) 山下三郎	(2) 昭和55.10.18	(3) 昭和34.12.3	(4) 無
(1) 東京自動車学校	(2) 昭和55.10.1	(3) 昭和50.4.13	(4) 無

(最家二)

(別紙様式第5)

補導委託先の取消しに関する報告

(庁名) \_\_\_\_\_ 家庭裁判所

- 1 委託先名及び委託先所在地
- 2 受託者氏名
- 3 登録年月日
- 4 登録取消年月日
- 5 理由
- 6 その他参考事項

(最家二)

(別紙様式第6)

補導委託先における事故等に関する報告

(庁名) 家庭裁判所

- 1 委託先名(受託者氏名)及び委託先所在地
- 2 委託中の少年  
なし  
あり(氏名, 生年月日, 委託庁及び委託年月日を以下に記載)
- 3 事故等に関係する者  
なし  
あり(氏名を以下に記載)
- 4 報告事項  
少年が補導受託者又はその他のものの身体に危害を加え, 又は財産に損害を与えた。  
補導受託者又はその家族その他の関係者が, 社会通念上少年の補導に関与する者としてふさわしくない行為をした。  
その他少年について補導上重大な事実が発生し, 又は少年の補導に支障を生ずる事実が発生した。
- 5 事故等の日時
- 6 事故等の概要  
別添家庭裁判所調査官等作成の報告書のとおり  
以下のとおり
- 7 家庭裁判所が採った司法行政上の措置  
以下のとおり  
  
司法行政上の措置は採らなかった。  
(理由)
- 8 その他参考事項

(最家二)

(別紙様式第7)

補導委託先の共同利用に関する報告

(庁名) \_\_\_\_\_ 家庭裁判所

- 1 委託先名及び委託先所在地
- 2 受託者氏名
- 3 中心庁名
- 4 共同利用庁名
- 5 中心庁を定め、又は変更した年月日
- 6 その他参考事項

(注) 5には、中心庁を変更したときは、旧中心庁名及び変更理由も記入する。

(最家二)